

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年6月16日	
【会社名】	ポート株式会社	
【英訳名】	PORT INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 春日 博文	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	
【電話番号】	03-5937-6466	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	
【電話番号】	03-5937-6466	
【事務連絡者氏名】	常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	245,355,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	148,700	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2023年6月16日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	148,700	245,355,000	
一般募集			
計(総発行株式)	148,700	245,355,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 金銭以外の財産を現物出資の目的としており、出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が当社と2023年6月16日付で締結した株式会社INE(以下「INE社」といいます。)の株式(合計162株)の譲渡等に関する契約(以下「本株式譲渡契約」といいます。)に基づく、割当予定先の当社に対する株式譲渡代金請求権です。割当予定先が当社に対して有する株式譲渡代金請求権の総額は1,816,363,636円であるところ、本自己株式処分においては、そのうち金245,355,000円に相当する株式譲渡代金請求権(以下「本譲渡代金請求権」といいます。)が出資の目的となり、残額金1,571,008,636円については、当社は現金で割当予定先に支払う予定です。
- 本譲渡代金請求権の価額の基礎となったINE社の株式の1株あたりの取得価格である11,212,121円は、2021年11月に当社がINE社の子会社化を決定するにあたり、当該承継事業に係る2020年3月期から2022年3月期6月末までの経営成績及び財政状態の実績、2022年3月期7月から2027年3月期までの見込み、並びに実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、独立した第三者評価機関である株式会社AGSコンサルティングによる株式価値算定の範囲内で、割当予定先と個別に協議の上決定しており、妥当な金額と判断しております。
- また、現物出資の対象となる財産の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、割り当てる自己株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を下回る場合には、検査役による調査は不要とされております(同条第9項第1号)。本件は当該要件を満たすため、検査役による調査は不要となります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,650		100	2023年7月4日		2023年7月4日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、現物出資の目的となる当社に対する本譲渡代金請求権を割当予定先から譲り受ける予定です。
4. 割当予定先との間で締結した本株式譲渡契約において、クロージングが完了していることを条件として、本株式処分日に総数引受契約を締結することとしております。本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び割当予定先の間で総数引受契約が締結されない場合は、本自己株式処分による割当ては行われません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ポート株式会社 経営推進部	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本自己株式処分は、割当予定先が取得した当社に対する株式会社INE株式本株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	700,000	

- (注) 1. 本自己株式処分は、割当予定先が取得した当社に対する株式会社INE株式本株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資の方法によるものであるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、割当予定先が取得した当社に対する株式会社INE株式本株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資による方法によるものであるため、該当事項はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

氏名	伊藤 圭二
住所	神奈川県川崎市中原区
職業の内容	株式会社INE(東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 代表取締役 ユーザー向け電気ガス比較サービス エネルギー事業者向け業務支援サービス等
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在のものです。  
2. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年3月31日現在のものです。

氏名	岡本 崇章
住所	埼玉県朝霞市
職業の内容	株式会社INE(東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 取締役 ユーザー向け電気ガス比較サービス エネルギー事業者向け業務支援サービス等
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在のものです。  
2. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年3月31日現在のものです。

氏名	田崎 匡浩
住所	神奈川県横浜市港北区
職業の内容	株式会社INE(東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 取締役 ユーザー向け電気ガス比較サービス エネルギー事業者向け業務支援サービス等
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在のものです。  
2. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年3月31日現在のものです。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

販促支援サービスでは2022年3月期第4四半期より、INE社の発行済株式数の50.91%を取得することによる子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営し、2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、期初当社計画以上の売上収益、事業利益で着地、電力成約件数で年間16.7万件的規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。また、2023年5月12日開示の通り、新たに電力成約件数年間11.2万規模で全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であるFive Line社の子会社化を決定し、2024年3月期第2四半期より連結対象となります。Five Line子会社化により、INE社とあわせて電力成約件数年間30万件規模となり、国内最大規模<sup>1</sup>の電力成約支援事業者となります。

エネルギー市場の外部環境については、2023年3月期は非常に厳しい状況で、電力事業者のマーケティングコスト投下は低減し、成約単価も低下傾向、当社取引先事業者の中でも一時的に新規顧客獲得を停止される事業者も出ておりました。

しかしながら、2023年6月からの各地域電力事業者の電気料金値上げにより、その他の電力事業者についても地域電力事業者の料金を基準に値上げをしていく動きとなっております。

電気料金値上げを踏まえ、料金改定後の条件交渉について当社取引先の地域電力事業者や新電力事業者の多くの企業と協議を進めている状況となります。その中でも最も現在当社が成約件数を上げている大手新電力事業者の成約単価が、2023年7月より前年同期比20%以上改善する見込みとなっております。そのほか事業者についても原則下落することは見込んでおらず、各社の成約単価は維持以上になることが見込まれます。

2022年3月期第4四半期におけるINE社子会社化の際には、エネルギー領域が当社にとって新たな領域であったことから、過半数株式取得による子会社化からスタートし、双方のシナジーを探っておりましたが、当社としてエネルギー領域を主力事業にするという意思決定の中で、当社による完全子会社化が最も有効な判断であるという合意に至りました。

また、外部環境についても今期第2四半期以降単価上昇による増収が見込まれていることや、新たにFive Line社も子会社化したことのシナジー効果も含めて成長拡大を更に加速し、販促支援サービスエネルギー領域で年間50万件的の電力・ガス等の総成約件数、売上収益100億円突破を早期に実現させるためにも、INE社の株式を追加取得し、完全子会社とすることを決定いたしました。

なお、2023年3月期においては厳しい外部環境の中で期初当社計画以上の売上収益、事業利益となっているものの、その前の水準と比較すると業績水準が大きく落ち込んでいる点も鑑みて双方協議の結果、2021年11月の初回取得決議時点では19.6億円を予定していた追加取得価額を、18.1億円で合意しております。

今回の追加取得については、総額18.1億円のうち、2.4億円相当額について自己株式を活用するスキームとし、現金部分15.7億円は全額金融機関からの借入及び手元資金にて実行予定となります。

当社は、本件完全子会社化に際して、当社保有の自己株式（平均取得価額798円）を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、完全子会社化後の当社グループの企業価値の向上を目指すうえでのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である伊藤 圭二氏、岡本 崇章氏、田崎 匡浩氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

<sup>1</sup>「国内最大規模」：当社調べによるものになります。

## 株式会社INEの概要

名称	株式会社INE				
所在地	東京都豊島区池袋二丁目14番2号				
代表者の役職・氏名	代表取締役 伊藤 圭二				
事業内容	ユーザー向け電気ガス比較サービス エネルギー事業者向け業務支援サービス等				
資本金	80千円（資本準備金含む）				
設立年月日	2014年4月14日				
大株主及び持株比率	株主名	2023年6月16日 現在		本株式取得後 (予定)	
	ポート株式会社	168株	50.91%	330株	100%
	伊藤 圭二	150株	45.45%	-	-
	岡本 崇章	6株	1.82%	-	-
	田崎 匡浩	6株	1.82%	-	-
上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社が議決権を50.91%(168株)保有しております。本株式取得後は100%(330株)となります。			
	人的関係	当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼務しております。			
	取引関係	当社は当該会社の経営管理業等務を受託しております。			
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の子会社であります。			
最近3年間の財政状態及び経営成績（単位：百万円。特記しているものを除く）					
決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期		
純資産	717	1,305	1,519		
総資産	1,732	2,848	2,186		
1株当たり純資産（円）	2,173,438.11	3,957,187.74	4,604,153.34		
売上高	3,299	3,815	3,528		
営業利益	592	903	372		
経常利益	616	907	318		
当期純利益	402	609	213		
1株当たり 当期純利益（円）	1,220,990.62	1,846,289.12	646,965.60		
1株当たり配当金（円）	0.00	0.00	0.00		

## (3) 割り当てようとする株式の数

普通株式 148,700株

## (4) 株券等の保有方針

割当予定先は、本株式譲渡契約において、割当予定先が保有する当社の株式を、当社以外の第三者に、株式市場以外で譲渡することを望む場合は、譲渡予定日の30日前までに、当社に対して(a)譲渡予定株式数、(b)譲渡の相手方の氏名又は名称、住所、(c)1株あたりの譲渡価額等を記載した書面を通知する旨、及びその際当社は、当該第三者に対する譲渡と同じ条件か又はそれを上回る条件を提示することにより、第三者に優先して、割当予定先から、譲渡予定株式を買い戻す権利を有する旨を合意しております。

また、本自己株式処分の実行の完了を確認した後、直ちに、割当予定先より譲渡報告に関する確約書を受領する予定であります。

なお、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により処分される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先が同意する旨の確約書を締結する予定です。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

## (6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先との間で締結した本株式譲渡契約において、割当予定先から、割当予定先が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けています。

割当予定先は当社の子会社であるINE社の取締役であり、当社においても、2021年11月にINE社を子会社化するに当たり、チェックプロセスが細かく定められた反社会的勢力対応マニュアルに基づき、第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用して反社会的勢力等との関わりを調査しており、また、本件に際して借入れを行う予定となっている取引銀行の融資審査の過程で厳しいコンプライアンスチェックを通過しておりますので、割当予定先は反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

また、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

当社の普通株式に譲渡制限は付されておりませんが、当社と割当予定先は、本株式譲渡契約において、本株式に「1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載のとおり譲渡制限を付すことを合意しております。

## 3 【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2023年5月17日から2023年6月16日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,650円(円未満切捨。以下株価については同様に計算)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、割当予定先と協議の上決定いたしました。

なお処分価額1,650円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,769円に対して6.73%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。株価に対するディスカウント率又はプレミアム率についても以下同様)、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,729円に対して4.57%のディスカウント、また、同直近6か月間の終値平均1,520円に対して8.55%のプレミアムとなっております。

本自己株式処分に係る処分価額は、上記のとおり取締役会決議日の直前営業日の終値に対してディスカウントとなりますが、株価変動が平準化された一定期間の平均株価を用いて協議を進めていたことや、本自己株式処分によって割当予定先が当社子会社の取締役として当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを得ること、当社が自己株式を有効に活用しつつキャッシュアウトを抑えられること等を総合的に勘案した結果、既存株主の利益を過度に損なうものではなく、また、ディスカウント率も日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利なものとは言えないことから、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会(3名全員が社外取締役)が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

## (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る処分株式数148,700株(議決権数1,487個)及び2023年5月12日付有価証券届出書における第三者割当による自己株式処分に係る処分数109,400株(議決権数1,094個)の発行済株式総数(2023年3月31日現在、12,130,220株)に占める割合は2.13%(小数点第三位を四捨五入)(2023年3月31日現在の総議決権数111,233個に対する割合は2.32%)であるため、株式の希薄化の程度および流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式処分は、割当予定先であるINE社の株式を取得するに際して、割当予定先が取得した当社に対する本株式譲渡代金請求権を出資の目的とする現物出資によるものであり、「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり当社の企業価値向上に資するものであることから、本自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
春日 博文	東京都新宿区	4,066	36.54	4,066	35.72
丸山 侑佑	長野県諏訪郡	391	3.52	391	3.44
セントラル短資株式 会社	東京都中央区日本橋本石町 3丁目3-14	369	3.32	369	3.25
新沼 吾史	東京都新宿区	303	2.73	303	2.67
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND	297	2.67	297	2.61
株式会社チェンジ	東京都港区虎ノ門3丁目17 - 1 TOKYU REIT虎ノ門 ビル 6階	269	2.42	269	2.36
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールド マン・サックス証券株 式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目 10-1 六本木ヒルズ森タ ワー)	268	2.41	268	2.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社 三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2 丁目7-1 決済事業部)	236	2.12	236	2.07
西村 裕二	東京都渋谷区	234	2.11	234	2.06
株式会社SBI証券	東京都港区南青山2丁目6 番21号	217	1.95	217	1.91
計	-	6,653	59.79	6,653	58.46

(注) 1. 2023年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式1,002,159株(2023年3月31日現在)は本自己株式処分及び5月12日付有価証券届出書における第三者割当による自己株式処分による割当後744,059株となります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年3月31日現在の議決権数111,233個に、本自己株式処分及び2023年5月12日付有価証券届出書における第三者割当による自己株式処分により増加する議決権数(2,581個)を加えた113,814個を控除して算出しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。



#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第11期)及び四半期報告書(第12期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日(2022年6月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2023年6月16日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2022年6月24日)以降、本有価証券届出書の提出日(2023年6月16日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年6月24日提出)

#### 1 提出理由

当社は、2022年6月23日開催の定時株主総会(以下「本総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、株主総会資料の電子提供制度に備えた変更、事業目的の追加に係る規定の新設、削除、その他各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、春日博文、丸山侑佑の2名を選任するものであります。

## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、馬淵邦美、富岡大悟、伊田愛久美の3名を選任するものであります。

## 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)とするものであります。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とするものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	75,348	384	0	(注)1	可決 99.0
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件					
春日 博文	75,263	497	0	(注)2	可決 98.9
丸山 侑佑	75,278	482	0		可決 98.9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
馬淵 邦美	75,323	447	0	(注)2	可決 98.9
富岡 大悟	75,374	396	0		可決 99.0
伊田 愛久美	75,378	392	0		可決 99.0
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	65,485	10,285	0	(注)2	可決 86.0
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	75,070	700	0	(注)2	可決 98.6

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2023年2月21日提出)

## 1 提出理由

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、当社のフリーランス支援事業(以下「本件事業」という)に関する権利義務を、会社分割(簡易新設分割)により設立する当社の100%子会社ポートエンジニアリング株式会社(以下、「新設会社」という)に承継させること(以下、「本件分割」という)を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府布令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 本件分割の目的

当社は、成約支援事業として新卒層、若年層の未就業、未経験に特化した人材支援サービスを展開し、著しい成長を実現しておりますが、2018年1月より新規事業として、企業に開発人材リソースを提供するITフリーランス人材支援事業を開始しておりました。新卒層、若年層向けの人材支援サービスにおいては、今後も更なるシェア拡大が大きく見込める状況ではありますが、ITエンジニアについてもニーズは非常に強くあり、また当社の強みを活かすこともできることから、シェア拡大の余地も大きく見込める対象サービスではあります。

現在、未就業、未経験の新卒、若年層向けの人材支援サービスの成長が非常に著しいことから、経営リソースも新卒、若年層向けに集中して投下しております。しかしながら、ITエンジニア市場についても拡大可能性は大きいと見込み、将来的な当社の主力事業に育成させるべく、今回の会社分割による子会社化を通じて、来期より子会社として独立採算を確保できる組織体制とし、その中でリソースを投下し、迅速な意思決定および機動的な事業運営を進め、拡大を図っていくことが最適と判断し、本件分割を決定しました。

### (2) 本件分割の方法、本件分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

#### 本件分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割(簡易分割)であり、新設会社は当社の100%子会社となる予定であります。なお、本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割の要件を満たすため、株主総会による新設分割計画の承認を得ることなく行います。

#### 本件分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式3,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。

#### その他の新設分割計画の内容

当社が2023年2月21日開催の取締役会で承認した新設分割計画は、後記のとおりであります。

### (3) 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(4) 本件分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

名称	ポートエンジニアリング株式会社
所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 後藤 拓夢
資本金	20百万円
純資産の額	56百万円
総資産の額	110百万円
事業の内容	フリーランス支援事業

## 3. 最近の業績の概要

2023年3月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載されている第12期第4四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)連結財務諸表は、以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	3,962	3,872
営業債権及びその他の債権	1,506	1,745
その他の金融資産	291	46
その他の流動資産	117	208
流動資産合計	5,878	5,872
非流動資産		
有形固定資産	63	316
使用権資産	345	687
のれん	3,337	3,399
無形資産	443	607
その他の金融資産	156	438
繰延税金資産	94	111
その他の非流動資産	2	1
非流動資産合計	4,443	5,562
資産合計	10,322	11,435

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	109	150
社債及び借入金	1,024	1,055
引当金	-	3
その他の金融負債	1,082	924
未払法人所得税等	345	313
契約負債	28	40
リース負債	116	164
返金負債	16	30
その他の流動負債	337	339
流動負債合計	3,060	3,023
非流動負債		
社債及び借入金	3,908	3,647
引当金	28	98
リース負債	231	559
繰延税金負債	104	87
非流動負債合計	4,274	4,392
負債合計	7,335	7,415
資本		
資本金	934	944
資本剰余金	918	941
利益剰余金	1,119	2,193
自己株式	599	800
その他の資本の構成要素	4	37
親会社の所有者に帰属する 持分合計	2,367	3,242
非支配持分	619	776
資本合計	2,986	4,019
負債及び資本合計	10,322	11,435

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上収益	6,994	11,364
売上原価	1,333	2,020
売上総利益	5,660	9,343
販売費及び一般管理費	5,111	7,613
その他の収益	76	64
その他の費用	25	95
営業利益	599	1,699
金融収益	7	11
金融費用	42	51
税引前当期利益	564	1,658
法人所得税費用	199	426
当期利益	365	1,232
当期利益の帰属		
親会社の所有者	332	1,074
非支配持分	32	157
当期利益	365	1,232
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28.13	93.06

## 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益	365	1,232
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産	0	33
その他の包括利益合計	0	33
当期包括利益	364	1,198
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	331	1,041
非支配持分	32	157
当期包括利益	364	1,198



## (3) 連結持分変動計算書

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高	827	807	791	399	3	3	2,022	-	2,022
当期利益	-	-	332	-	-	-	332	-	332
その他の包括利益	-	-	-	-	0	0	0	-	0
当期包括利益合計	-	-	332	-	0	0	331	-	331
株式報酬	-	3	-	-	-	-	3	-	3
新株の発行	107	107	-	-	-	-	214	-	214
自己株式の取得	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動	-	-	5	-	-	-	5	619	614
所有者との取引額合計	107	110	5	200	-	-	13	619	632
期末残高	934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高	934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986
当期利益	-	-	1,074	-	-	-	1,074	157	1,232
その他の包括利益	-	-	-	-	33	33	33	-	33
当期包括利益合計	-	-	1,074	-	33	33	1,041	157	1,198
株式報酬	-	13	-	-	-	-	13	-	13
新株の発行	10	10	-	-	-	-	20	-	20
自己株式の取得	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	10	23	-	200	-	-	166	-	166
期末残高	944	941	2,193	800	37	37	3,242	776	4,019

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	564	1,658
減価償却費及び償却費	206	299
金融収益及び金融費用	34	40
営業債権及びその他の債権の増減額 ( は増加)	414	244
営業債務及びその他の債務の増減額 ( は減少)	87	235
その他	333	76
小計	638	1,913
利息の支払額	27	38
法人所得税等の支払額	2	534
営業活動によるキャッシュ・フロー	614	1,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	43	309
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形資産の取得による支出	29	160
投資有価証券の取得による支出	19	221
事業譲受による支出	13	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	360	-
定期預金の払戻による収入	-	250
敷金の預入による支出	-	119
敷金の返還による収入	-	59
その他	2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	469	507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50	-
短期借入金の返済による支出	75	25
長期借入れによる収入	2,536	491
長期借入金の返済による支出	556	861
リース負債の返済による支出	106	130
社債の発行による収入	-	295
社債の償還による支出	155	160
株式の発行による収入	199	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	14	20
割賦未払金の返済による支出	300	350
自己株式の取得による支出	200	201
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,406	921
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,551	89
現金及び現金同等物の期首残高	2,411	3,962
現金及び現金同等物の期末残高	3,962	3,872

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	332	1,074
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	332	1,074
期中平均普通株式数(株)	11,451,124	11,130,078
普通株式増加数		
新株予約権(株)	367,467	418,868
希薄化後の期中平均株式数(株)	11,818,591	11,548,946
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28.13	93.06
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり 当期利益の計算に含めなかった金融商品	第6回新株予約権	-

(重要な後発事象)

(子会社の取得、第三者割当による自己株式の処分、資金の借入)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、電力・ガス事業者向けの成約支援サービス、業務支援サービスを運営する株式会社Five Line(以下「Five Line社」といいます。)の発行済株式の一部を取得(以下「本株式取得」といいます。)し子会社化すること(以下「本子会社化」といいます。)、また、Five Line社の株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うこと、並びに資金の借入れを行うことについて決議しました。

## . 株式取得

## 1. 本株式取得の理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。販促支援サービスではエネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しております。

当社は2022年3月期第4四半期より、Five Line社の子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営しております。2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、当社事業は善戦し、電力成約件数で年間16.7万件の規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。

エネルギー市場の外部環境については、依然として不透明な状況もございますが、各地域電力事業者が一般家庭料金の規制料金の値上げを2023年6月以降の予定とし、関係省庁と調整を進めていることや、資源価格高騰、為替円安状況についても前年度と比較すると一定程度の落ち着きもあり、電力事業者の新規顧客獲得スタンスの改善も見込まれてくる状況となっております。

Five Line社は大阪に本社を置き、エネルギー領域において電力・ガス事業者向けの成約支援、業務支援を行っております。Webマーケティングを通じたユーザー集客に強みを持つFive Line社に対し、リアル販路に強みを有しており、全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であり、電力成約件数年間約11.2万件の規模となります。

本子会社化による効果として、電力・ガス事業者への当社グループとしての成約支援総数が大幅に増加し、エネルギー領域におけるプレゼンスが高まることや、価格交渉力においても優位性が生まれることで、さらなるWebマーケティング、パートナー戦略が推進され、ユーザー集客数の増加を見込んでおります。また、Five Line社は電力のみの成約でなく、ガス等の付帯率が高いことや、各サービスにおけるストック収益も大きく積み上げており、当社グループのストック収益強化においても大きな貢献が期待できます。

当社は、本日(5月12日)開示の中期経営計画の通り、販促支援サービスエネルギー領域を当社の主力事業として成長拡大を更に加速させ、当社グループで早期に年間50万件の電力・ガス等の総成約件数、売上収益100億円突破を目指すべく本子会社化を決定いたしました。

上記の達成に向けて、先述のシナジー効果の発揮やオーガニック成長に加えて、ロールアップM&A戦略を主力の成長戦略とし、今後も積極的な展開を図って参ります。

## 2. 異動する子会社の概要

株式会社Five Line

## 3. 本株式取得の相手先の概要

眞鍋 日佐志(株式会社Five Line 代表取締役)

## 4. 本株式取得の方法

当社は、Five Line社の発行済株式の60%にあたる3,000株のうち、本自己株式処分により200百万円相当分を取得、差分を現金により取得し、これらによりFive Line社を子会社化する予定です。

## 5. 日程

取締役会決議日	2023年5月12日
契約締結日	2023年5月12日
株式譲渡実行日	2023年7月3日

## ・ 第三者割当による自己株式処分

## 1．処分の概要

処分期日	2023年7月4日
処分株式数	109,400株
処分価額	1株につき1,828円
処分価額の総額	199,983,200円
処分又は割当方法	第三者割当
処分予定先	眞鍋 日佐志
その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届け出の効力発生を前提としております。

## 2．処分の目的及び理由

本自己株式処分は、Five Line社の株式取得の一環として実施するものであり、Five Line社のノウハウやスキルは当社にとって最適であり大きな潜在価値を認め、代表者の眞鍋 日佐志氏も引き続き経営に携わるという前提で、当社株式を現物出資で交付するという提案を交渉過程で行い合意いたしました。

当社は、本件買収に際して、当社保有の自己株式(平均取得価額798円)を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、買収後の当社グループの企業価値の向上を目指すうえで、本件買収会社の経営に引き続き眞鍋 日佐志氏が携わるうえでのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である眞鍋 日佐志氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

## 3．処分予定先の選定理由等

## (1) 処分予定先

眞鍋 日佐志(株式会社Five Line 代表取締役)

## (2) 処分予定先を選定した理由

前記「2．処分の目的及び理由」をご参照ください。

## 4．処分要項

処分する株式の種類及び数	普通株式109,400株
処分価額	1株につき1,828円
資金調達額	199,983,200円
処分方法	第三者割当の方法によります。
処分予定先	氏名 眞鍋 日佐志 住所 大阪府大阪市西区 職業 株式会社Five Line (大阪府大阪市中央区南船場4-12-8) 代表取締役
申込期日	2023年7月4日
払込期日	2023年7月4日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

・ 資金の借入(予定)

1． 資金の借入の理由

Five Line社の株式取得のため、資金を調達するものであります。

2． 借入の概要

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額	340百万円
借入実行日	2023年6月
借入期間	5年
担保	無担保・無保証
備考	財務制限条項が付されております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	2023年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 6月23日

ポート株式会社  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定社員  
業務執行社員

---

公認会計士 桐 山 武 志

指定社員  
業務執行社員

---

公認会計士 池 田 宏 章

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



のれんの算定及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれん3,337百万円が計上されている。これには、会社が前連結会計年度に計上した就活会議株式会社、及び株式会社ドアーズに係るのれん、並びに2022年1月4日付で株式会社INEの株式を取得し連結子会社化した際に発生したのれんが含まれている。</p> <p>子会社株式の取得価額を決定するにあたり、会社は、外部の専門家を利用し、事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用いて算定しているが、将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定している。</p> <p>また、取得後ののれんの評価においても、必要に応じて外部の専門家を利用しているが、評価の前提となる将来キャッシュ・フロー及び割引率等について一定の仮定を設定している。</p> <p>これらの仮定は【連結財務諸表注記】4．重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断で記載されているように経営者の判断を伴うものであり、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける。</p> <p>以上から、当監査法人は、のれんの算定及び評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの算定及び評価が適切かどうかを検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損を含む連結決算プロセスに関して会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・子会社株式の取得価額を決定する際に会社は外部専門家を利用しているが、外部専門家の能力及び独立性を評価した上で、当監査法人内の評価専門家にレビューを依頼して評価手法や割引率を含む算定プロセスの合理性を検討した。</li> <li>・子会社株式の取得価額を決定する際に会社が実施している将来キャッシュ・フロー予測については、経営者によって承認された事業計画につき、議事録閲覧や経営者等への質問により合理性を確かめた。また、算定の基礎となる財務情報及び長期成長率等の仮定について、子会社の過年度の決算書及び業績推移との整合性を確認した。</li> <li>・取得後ののれんを評価する際に会社が外部専門家を利用する場合には、外部専門家の能力及び独立性を評価した上で、当監査法人内の評価専門家にレビューを依頼して評価手法や割引率を含む算定プロセスの合理性を検討した。</li> <li>・取得後ののれんの評価については、計画と実績との比較、及び外部の経営環境の変化等を適切に考慮しているかを経営者等への質問や関連資料の閲覧により確かめ、取得時に見込んだ超過収益力が毀損していないかを検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポート株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ポート株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

ポート株式会社  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員  
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポート株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において「関係会社株式」4,559百万円が計上されている。この中には、会社が過年度に取得した就活会議株式会社及び株式会社ドアーズ、並びに2022年1月4日付で取得した株式会社INEの子会社株式4,550百万円が含まれる。</p> <p>子会社株式の評価額において、会社は当該子会社の超過収益力を加味しており、超過収益力の算定に当たり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定している。</p> <p>子会社株式の金額は重要であり、【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載しているように会社の設定した仮定には見積りの不確実性や経営者の重要な判断を伴うことから、当監査法人は、当該子会社株式の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、就活会議株式会社、株式会社ドアーズ及び株式会社INEに係る子会社株式の評価に関する判断が適切に財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、有価証券の評価プロセスに関して同社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>また、当該子会社株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上の「のれん」として計上される。当監査法人は、主に、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの算定及び評価」に記載の監査上の対応を実施した。</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

ポート株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 桐山 武志

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 池田 宏章

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。